

静岡県立大学短期大学部学位規程

平成19年4月1日 規程第120号

改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び静岡県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第37条の2の規定に基づき、静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は、学科ごとに次のとおりとする。

(学科名)	(専攻分野の名称)
看護学科	看護学
歯科衛生学科	歯科衛生学
社会福祉学科	社会福祉学
こども学科	こども学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第36条の2の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「静岡県立大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、別記のとおりとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平28年4月1日から施行する。

別記様式

卒業証書・学位記
氏名
年 月 日生
本学〇〇学科(〇〇専攻) 所定の課程を修
めて本学を卒業したことを認め、短期大学士
(〇〇学) の学位を授与する。
平成 年 月 日
静岡県立大学短期大学部学長
氏 名 印
第 号